

「ニジサクラ®」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号、以下「法」という。）に基づき、山形県が所有するニジサクラに係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ニジサクラとは、サクラマスとニジマスの雄と雌をかけ合わせて、県内水面水産研究所において採卵し、生産されたものであって、以下の各号の全てを満たすものをいう。

- (1) 生産者がニジサクラブランド推進協議会生産部会に参加していること
- (2) 1尾の加工前の重量が1kg以上であること
- (3) ニジサクラ生産マニュアル（令和2年3月生産部会（元大型マスブランド化検討会）制定）に定める品質（肉色等）を満たすものであること

(本件商標の内容及び管理を行う機関)

第3条 本件商標は、文字商標登録第6371038号（令和3年3月31日登録）であり、その適用範囲は以下の各号のとおり。

- (1) ニジマスとサクラマスを交配した、山形県内で養殖した魚（生きているものを除く。）
- (2) ニジマスとサクラマスを交配した、山形県内で養殖した魚（生きているものに限る。）

2 前項の商標の管理に関する業務は、山形県農林水産部水産振興課長が行う。

(使用許可)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ山形県知事（以下「知事」という。）の許可（法第31条第1項に規定する通常使用権の許諾をいう。）を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) ニジサクラの生産者が使用する場合
- (4) ニジサクラの生産者より購入したニジサクラを販売（料理の提供を含む。）する場合
- (5) その他知事が必要と認める場合

(使用許可の申請)

第5条 申請者は、「ニジサクラ®」商標使用許可申請書（別記様式1号）に、サンプル品及びその写真を添えて、知事に提出しなければならない。

(使用許可書の交付等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）をするものとする。

- (1) 県の利益又は商標のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

- (2) 商標の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他社の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (3) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合
 - (4) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条の風俗営業を営む者が使用する場合
 - (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
 - (9) その他知事が不相当と認める場合
- 2 知事は、使用許可をする場合は、「ニジサクラ®」商標使用許可書（別記様式第 2 号）により申請書に通知するものとする。
- 3 文字の書体等の表示方法については、特段の制限は行わない。

（使用許可の中止）

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「ニジサクラ®」商標使用中止届（別記様式第 3 号）を県に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第 8 条 知事は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

- 2 知事は、使用者が前項の規定により使用の許可の取り消しにより使用者に生じた損失について一切の損失を負わないものとする。

（遵守事項）

第 9 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際しては、「ニジサクラ®第 6371038 号」をその商品、包装、広告等に明示するものとする。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。
- (7) 山形県から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

- (8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 第三者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに山形県に報告すること。

(使用料)

第10条 本件商標の使用料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及び本要綱の内容に関して生じた疑義については、必要に応じ、県水産振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

別記

様式第1号

令和 年 月 日

山形県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

(企業は企業名・代表者名)

電話番号

FAX 番号

「ニジサクラ®」商標使用許可申請書（新規・継続）

下記のとおり、商標を使用したいので申請します。

記

1 商 品 名

2 商品の区分 第 類

3 商品の種類

4 商標の使用態様 サンプル品のとおり

※食品等の場合は、見本に添えて商品の写真も添付してください。

5 販売開始（予定）日 令和 年 月 日

※申請時にすでに販売しているものは、販売開始月日を記入

6 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

※使用期間は令和8年3月31日まで（これ以降の使用は再申請が必要）

7 連絡担当者 職・氏名

E-mail

電話番号

8 備 考

様式第2号

番 号
年 月 日

「ニジサクラ®」商標使用許可書

(団体・法人名)

(代表者名)

様

山形県知事 吉村 美栄子

年 月 日付けで申請のありました標記商標の使用について、下記のとおり許可します。

紀

許可番号

許可期間

条 件

様式第3号

令和 年 月 日

山形県知事

殿

申請者
住 所
氏 名
(企業は企業名・代表者名)
電話番号
FAX 番号

「ニジサクラ®」商標使用中止届

本件商標の使用を中止するので届け出ます。

記

1 商 品 名

2 許可番号

3 販売中止(予定)日 令和 年 月 日

4 備 考